

鳥取県西部地域振興協議会からの令和7年度 県政に対する要望への回答

番号	項目	要望内容	区分	回答	県所管部課
1	中国横断自動車道岡山米子線の4車線化の早期実現	<p>時間信頼性の確保、暫定2車線区間における対面通行による交通事故の危険性回避、交通事故や冬期積雪による大規模滞留の回避や通行止めの抜本的な解消、防災機能強化、地域経済の活性化を図るため、次のとおり県からも国に働きかけること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年9月に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」で優先整備区間に選定された蒜山IC～米子IC間において、4車線化事業個所の早期供用を図ること。 	継続	引き続き「中国横断自動車道岡山米子線（蒜山IC～境港間）整備促進期成同盟会」や岡山県の「中国横断自動車道4車線化促進岡山県期成会」等の関係機関と連携し、スタンプラリー実施等による利用促進を図りつつ、全線4車線化の早期供用を国土交通省及びNEXCO西日本に働きかけていきます。	県土整備部 (道路企画課)
2	米子・境港間を結ぶ高規格道路の事業化について	<p>東アジアゲートウェイである重要港湾「境港」、特定第三種漁港「境漁港」、国際空港「米子鬼太郎空港」からの人流・物流の円滑化、津波や原子力災害時における信頼性の高い避難路の確保、米子・境港間の慢性的な交通渋滞の解消のため、米子・境港間を結ぶ高規格道路の事業化について、次のとおり県からも国に働きかけること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 米子IC～米子北IC（仮称）間の事業凍結を解除し、計画段階評価に着手すること。 その上で、中国横断自動車道岡山米子線（米子IC～境港間）の事業化を早期に行うこと。 	継続	<p>本年3月より、国・県・米子市・境港市・日吉津村で組織する「米子・境港地域 道路整備勉強会」を開始し、米子・境港間の高規格道路の計画の具体化に取り組んでいます。今後、整備の必要性についての検討を国・関係自治体と連携して実施し、勉強会の成果を早期にとりまとめる予定であり、引き続きご協力をお願いします。</p> <p>また、本年5月に西部地域の関係市町村及び県議会とともに米子・境港間の高規格道路の早期事業化について斉藤国土交通大臣に要望を行いました。さらに7月にも地方6団体で斉藤国土交通大臣に要望を行いました。引き続き「中国横断自動車道岡山米子線（蒜山IC～境港間）整備促進期成同盟会」や「中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議」等の関係機関と連携し、早期事業化を国に働きかけていきます。</p>	県土整備部 (道路企画課)
3	山陰道米子道路の整備促進	<p>日本海国土軸を形成し、国土全体のネットワークの多重性・代替性を確保するとともに、災害時の代替機能、観光交通、経済競争力強化として高速道路が有する多様な効果の実現に向け、山陰道米子道路の整備促進について次のとおり県からも国に働きかけること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対面通行による交通事故の危険性回避、通勤時間帯等の渋滞の解消、また、防災機能強化を図るため、日野川東IC～米子南IC間の付加車線の早期供用に向けて整備を促進するとともに、米子南IC～米子西IC区間についても、山陰道安来道路の4車線化整備が決定したことから、同様の整備に向けた検討を進めること。さらに、残る2車線区間である淀江IC～米子東IC間の付加車線設置についても検討すること。 中国横断自動車道岡山米子線と山陰道米子道路をつなぐ米子JCTのうち未整備となっている東側（大山・鳥取方面）の接続について、JCTが本来有すべき利便性、速達性を確保するため、接続経路の新設を含めた米子JCTのさらなる整備の検討を進めること。 	継続	<p>日野川東IC～米子南IC（約2.4km）の付加車線については、令和元年度に日野川東IC～米子大橋（約0.8km）が暫定供用したところですが、残区間の早期完成を国に働きかけていきます。</p> <p>また、米子南IC～米子西ICの付加車線整備に向けた検討について、国に要望を伝えます。</p>	県土整備部 (道路企画課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	県所管部課
4	地域高規格道路「江府三次道路」の整備促進	<p>鳥取県西部地域と広島方面との地域間交流、地域経済の活性化、安心・安全の確保及び防災機能強化を図るため、高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路「江府三次道路」の整備促進について、次のとおり要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄権限代行により事業着手される区間（鍵掛峠道路 L=1.2km）を着実かつ早期に整備するよう国に働きかけること。 ・県施行整備区間である江府町内（江府道路 L=4km）の整備を促進すること。 ・全延長8.6kmの内、約3.2kmの調査区間を整備区間に、未着手区間の約3.2kmを事業着手すること。 ・特に調査区間である江府町武庫～日野町下菅間（約9km）については、線形も悪く、豪雨時には道路冠水も発生することから、未整備のままでは江府道路の整備効果も十分発揮できない。一日も早く同区間を整備区間に、未指定区間を調査区間に格上げし、事業化を図ること。 	継続	<p>「江府三次道路」のうち、鳥取県が整備を進めている「江府道路」については、日野川を渡河する2つの橋梁及び宮ノ谷橋並びに宮ノ谷トンネルが完成しています。また、久連トンネルについても、引き続き事業実施し、整備促進を図ります。</p> <p>また、国土交通省が直轄権限代行により整備を進めている「鍵掛峠道路」については、令和7年度の県内区間（約5.7km）供用を目指し、本線の改良工事が本格的に進められているところであり、引き続き着実に整備されるよう、国土交通省に要望していきます。</p> <p>県内の調査区間である江府町武庫～日野町下菅間（約9km）については、町などの関係機関と調整しながらルート決定を行うために必要となる調査及び整備手法の検討を行います。</p> <p>未指定区間については、「江府道路」の進捗状況や現状の交通状況等を踏まえて事業の必要性等を検討していきます。</p>	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)
5	冬期における除雪体制の強化	<p>地域経済活動を維持し、安心して安全な生活を確保するためには、安定した冬期交通を確保する必要があり、各道路管理者や関係機関が一体となったさらなる除雪体制の強化を図られるよう要望します。</p>	継続	<p>県として除雪体制の強化に努めてきており、今後も除雪作業における連携強化のため、国、県、市町村、NEXCO西日本、県警、气象台、隣接自治体等との情報共有の在り方について、意見交換を行っていきます。</p>	県土整備部 (道路企画課)
6	高速鉄道網の整備	<p>高速交通時代に対応し、地域の発展はもとより国土の一体的な振興と発展のためには鉄道の高速度化が不可欠であり、また災害に強い国土づくりやリダンダンシー確保の観点からも、次のとおり県からも国に働きかけること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伯備線の線形改良など幹線鉄道の高速度化に向けて整備を進めること。 ・「地方創生」、「国土強靱化」を強力に推進するためには新幹線ネットワークの整備が有効な手段の一つであり、中国横断新幹線（伯備新幹線）及び山陰新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げに向けて、鳥取県西部地域自治体とともに取組みを進めること。 ・新幹線整備の際の整備事業費の地元負担金のあり方の見直し及び並行在来線を経営分離しないために必要な措置の検討並びに新幹線予算総枠の拡大について検討すること。 	継続	<p>日本海国土軸の形成やリダンダンシー確保と国土強靱化、また持続的で暮らしやすい社会構築、地域間格差の是正、産業振興等地域の活性化のため、中国横断新幹線（伯備新幹線）、山陰新幹線整備やJRを含む在来線の高速度化・快適化は重要と考えています。</p> <p>在来線では、伯備線で特急やくも号の新型車両が令和6年4月から導入され、現在全て新型に置き換わりました。</p> <p>一方新幹線については、県版地方6団体として、整備計画路線への格上げ、新幹線整備に係る予算の拡充、国主体での整備、並行在来線の経営分離方針の見直し等について、令和6年7月11日に国への要望活動を実施したことに加え、中国地方知事会、近畿ブロック知事会、関西広域連合等、関係府県と連携した要望活動を行っています。また41団体から成る山陰新幹線建設促進期成同盟会も要望活動を継続しています。引き続き、沿線自治体及び関係府県と連携し、県民等の機運醸成を図りながら、国等への働きかけを行っていきます。</p>	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	県所管部課
7	住宅の耐震改修について	<p>令和6年1月に発生した能登半島地震では、8万棟以上の住宅で被害が確認されたことから、全国的に改めて住宅耐震化の重要性が注目されています。鳥取県西部地域においても、住民の生命と財産を守るため、鳥取県と共に建築物の耐震化促進に取り組んでいるところですが、特に高齢者世帯等においては、高額な耐震改修費用を負担することが困難であり、耐震化促進の妨げとなっている現状にあります。</p> <p>鳥取県においては、比較的安価に設置可能な耐震シェルター・耐震ベッド設置に係る補助事業の実施や、耐震改修設計・耐震改修工事等に係る補助金の補助上限額を一部増額するなど、更なる耐震化促進に向け対応いただいているところですが、耐震シェルター等の設置は山間部に多く立地する昔ながらの住宅にはそぐわず、住民の負担を軽減した上で安価に住宅の耐震化を促すためには、低コスト耐震改修工法の周知、普及が不可欠であることから、次のとおり要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県が実施されている事業者向け低コスト耐震改修工法講習会を継続して実施し、積極的な周知による事業者の参加を促進するとともに、事業者のみならず住民に対しても、従来工法と併せて低コスト耐震改修工法の更なる周知を行うこと。 	新規	<p>本年度は、能登半島地震の被害状況等を踏まえ、耐震改修等の補助上限額の拡充の他、耐震シェルター等の部分的な耐震対策のメニューも創設・拡充し、高齢者等にも取り組みやすい制度に見直しました。</p> <p>中山間部に多く見られる大規模な住宅については、住宅全体の耐震改修までは必要としない場合でも、1室以上から対策が可能な居室単位改修、耐震シェルターなど、居住状況や改修の必要性に合わせた対策が選択できる制度としています。</p> <p>低コスト耐震改修工法については、近年では補助金を利用した耐震改修工事のうち約8割が同工法で施工されるなど、事業者への周知は進んでいるところですが、引き続き講習会を開催し、周知・普及に取り組んでいきます。</p> <p>県民への周知についても、市町村や事業者のご意見を伺いながら、効果的な広報の手法について検討していきます。</p>	生活環境部 (住宅政策課)